

序 文

敬愛する内田博文先生が、このたび七〇歳の誕生日を迎えられた。そこで、先生に長年ご指導いただいた大学教授、弁護士らで、先生の古稀をお祝いするために、刑事法学や人権問題等の諸領域に関連する論文を寄稿し、これをまとめたのが本書である。

内田先生は、一九四六年九月に大阪府にお生まれになられた。一九六九年三月に京都大学法学部を卒業、同大学院法学研究科において、刑事法研究者としてのスタートを切られ、一九七一年四月に愛媛大学法文学部に着任された後、神戸学院大学法学部を経て、一九八八年四月に、九州大学法学部教授に就任されている。以後、二〇一〇年三月に、同大学院法学研究所を退職されるまで、二三年間にわたって、同大学法学部及び大学院において、数多くの学生・院生の指導にあたられた後、同年四月に神戸学院大学法学部教授に就任されて、今日に至っておられる。

先生のご経歴や研究業績については、巻末に収められた「内田博文先生 略歴・主要著作目録」記載のとおりであり、地方の一実務家にすぎない私には、その学問的意義について、論及することは到底なしえないところであるが、その特徴は、次の二点にあるように感じられる。

第一は、刑事法学における歴史研究の重要性を徹底して追及するということであり、その視点から、日本社会に警鐘を鳴らし続けられたということである。

先生の代表的な著作とされる『刑法学における歴史研究の意義と方法』（九州大学出版会、一九九七年）には、まさに先生のそうした問題意識が集約されている。

第二は、刑事法学という枠を超えて、現代の日本社会におけるあらゆる人権侵害の構造を分析し、被侵害者の苦難を受け止めて、その解放への道筋を明らかに示し続けられたということである。

このことは、先生のハンセン病問題に関する著作や諸活動に典型的に示されており、先生の薫陶を受けられた方々が、一致して、先生の研究の本質的特徴を「人間回復の刑事法学」と表現されるのは、まさにこの点に由来している。

私が、内田先生に最初にお会いしたのは、先生が九州大学法学部に教授として着任されて間もなくのころであつたと記憶している。

その後、私が弁護士をつとめた「みどり荘事件」に関してアドバイスをいただいたり、内田ゼミにお邪魔して、ゼミ生と意見交換する機会等を重ねることとなつたりしたもの、刑事法学者と弁護士という一般的な関係を超えて、深い信頼関係に結ばれるようになったのは、やはりハンセン病問題への取組みを通じてである。

ハンセン病問題における先生のご功績を詳述することは、限られた紙面では到底なしえないところであるが、被害者代理人として実務を担ってきた私の目からあえて要約させていただければ、次の四点になるように思われる。

第一は、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟の提起への糸口を与えていただいたということである。

先生が主導され、九州大学法学部と九州弁護士会連合会の共催で開催された「らい予防法」廃止後の被害回復のあり方を考えるシンポジウムこそが、この訴訟開始の狼煙となつたということである。

第二は、ハンセン病問題検証会議の副座長としてハンセン病問題を歴史的に総括し、再発防止に向けての膨大な報告書作成を牽引されたということである。

この報告書こそは、ハンセン病問題の最終的解決を目指す私たちにとってのバイブルであり、先生が提唱され続

けておられる「検証文化」をわが国に根付かせるための先駆けである。

第三は、いわゆる「特別法廷」問題に関して、最高裁が自ら検証を行い、不十分ながらも、その誤りを自己批判することを導き出していたということである。

私たちは、「特別法廷」で死刑判決を受け、死刑を執行された冤罪事件としての「菊池事件」の再審を目指して活動を続けていたが、差別と偏見の故に、遺族が再審請求を断念するという事態の中で、その作業を中断するという苦境に陥った。

そうした私たちに、先生が提起して下さったのが、憲法違反を理由とする再審請求の可能性とそうした場合における「国民的再審請求権論」である。

こうした国民的再審請求権を行使する前提として、①検事総長に対する再審請求要請書の提出と②最高裁判所に対する「特別法廷」の検証要請書の提出の必要性が明らかになったのであり、その結果として、歴史的な最高裁判所の「自己批判」を導くことになったのである。

第四は、これらの諸活動を通して、戦後日本国憲法下において、いわゆる法曹三者や（刑事）法学者が「特別法廷」の問題をはじめとする憲法違反の実態を見過ごし、あるいは見て見ぬふりをしてきたその誤ちの根源を明らかにされたということである。

本書は、各執筆者ごとに、各自が、内田先生の教えを自らの現在の問題意識に反映させながら、先生への心からの敬意と感謝を込めて、書き上げたものである。

今なお、ハンセン病問題をはじめとする人権問題の解決と死刑廃止、再審法制の整備に情熱を燃やし続けておられる先生に慎んで本書を捧げたい。

最後に、法律文化社の田麿純子社長には、本論文集の出版を快くお引き受け頂き、また同編集部の中川直之・杉原仁美の両氏には、企画段階から出版に至るまで並々ならぬご協力・ご配慮を頂いた。この場を借りて、編集委員一同より深く感謝の意を表したい。

二〇一六年九月吉日

徳田 靖之

弁護士、

菊池事件

再審弁護団代表